

生活リハビリ訓練かがやき

(指定通所介護 運営規定)

(事業の目的)

第1条 ちえのわ福祉会株式会社が開設する「生活リハビリ訓練かがやき」(以下「事業所」という)が行う指定通所介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び介護職員(以下「生活相談員等」という)が、要介護状態等にある高齢者に対し、適正な指定通所介護、指定介護予防通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 介護保険法に基づく第1号通所事業の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要支援者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 生活リハビリ訓練かがやき
- (2) 所在地 岩手県盛岡市厨川4丁目5番15号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数および職務の内容は次の通りとする。

① 管理者 1名

管理者は事業所の従業員及管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業者

生活相談員 1名以上

介護職員 2名以上

看護師 1名以上

機能訓練指導員 1名以上

従業者は、指定通所介護、指定介護予防通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業の提供に当たる。

(営業日および営業時間)

第5条 事務所の営業日および営業時間は、次の通りとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。
- ② 営業時間 8:30から17:30までとする。
- ③ サービス提供時間 9:15から16:15までとする

(指定通所介護、指定介護予防通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業の利用定員)

第6条 指定通所介護、指定介護予防通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業の利用定員は次のとおりとする。

1日 定員 35人

(指定通所介護、指定介護予防通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護、指定介護予防通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業の内容は次のとおりとし、指定通所介護、指定介護予防通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は介護報酬の告示上の額、または各保険者が定める第1号通所事業基準額とし、当該指定通所介護、指定介護予防通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割、3割の額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴(一般浴)
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ アクティビティ(介護予防)

2 第10条の通常の事業の実施地域をこえて行う指定通所介護、指定介護予防通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域をこえた地点から、1キロメートルあたり25円徴収する。

3 昼食費は、1食/700円を徴収し、他に教室に参加する方は材料費として実費負担とします。

4 おむつ、パット使用者は原則持参でお願いします。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、確認の上、実費を徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、すみやかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(非常災害対策)

第9条 指定通所介護、指定介護予防通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び避難方法、協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の措

置をとる。

- 2 非常災害に備え、定期的に避難訓練等を行う。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、主に盛岡市、滝沢市の区域とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第11条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときは速やかに申し出る
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3か月以内
- ② 継続研修 年12回
 - 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は特定非営利活動法人ちえのわ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(利用者の権利擁護、虐待の発生防止)

第13条 事業所は利用者の権利擁護、虐待の発生防止するための次のような措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- ② 虐待防止及び身体拘束のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施
- ④ 成年後見制度の整備
- ⑤ 苦情解決体制の利用促進
- ⑥ 前5項に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置

- 2 事業所はサービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した時は、事実を確認の上、速やかに管理者へ連絡し対応の判断を仰ぐとともに、市町村への通報の有無を仰ぐものとする。

(附則) この規定は、令和6年4月1日より施行する